

明石市コインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要領

(目的)

第1条 この要領は、コインオペレーションクリーニング営業施設の構造設備、管理等に関して営業者及び利用者に任意の協力を求める事項を定めることにより、コインオペレーションクリーニング営業に起因する衛生上の障害の発生を防止し、もって公衆衛生の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コインオペレーションクリーニング営業 洗濯機、乾燥機等の洗濯に必要な設備（共同洗濯設備として病院、寄宿舍等の施設内に設置されているものを除く。）を設け、これを公衆に利用させる営業をいう。
- (2) 営業者 コインオペレーションクリーニング営業を営む者をいう。
- (3) 営業施設 営業者がコインオペレーションクリーニング営業を営むために設ける施設をいう。

(構造設備)

第3条 市長は、営業者に対し、営業施設の構造設備について、別表第1に定める事項に適合するよう求めるものとする。

(管理)

第4条 市長は、営業者に対し、営業施設を衛生的に管理させるため、別表第2に定めるところにより、衛生上必要な措置を講じるよう求めるものとする。

(利用方法等の周知)

第5条 市長は、営業者に対し、営業施設の利用方法等について、別表第3に掲げる事項その他市長が周知を必要と認める事項を営業施設内の見やすい場所に掲示して、利用者に周知させるよう求めるものとする。

(利用者の遵守事項)

第6条 市長は、営業者に対し、別表第4に定める事項を営業施設の利用者（以下「利用者」という。）に遵守させるよう求めるものとする。

(営業の届出)

第7条 市長は、営業施設を開設しようとする者（以下「開設者」という。）に対し、次に掲げる書類を提出するよう求めるものとする。

- (1) コインオペレーションクリーニング営業施設開設届出書（様式第1号）
- (2) 営業施設の平面図

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、営業者に対し、前項の届出事項を変更したとき、又は当該営業を停止し、若しくは廃止したときは、速やかにコインランドリー営業施設変更（停止、廃止）届出書（様式第2号）を提出するよう求めるものとする。

3 前項の場合において、その届出が営業施設の構造又は設備の変更に係るものであるときは、その変更の概要が分かる書類を添付するよう求めるものとする。

(立入検査)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、営業者の同意を得て、職員を営業施設に立ち入らせ、この要領に定める基準の遵守状況を検査させるものとする。

(改善指導)

第9条 市長は、営業施設がこの要領に定める基準に適合しておらず、かつ、その状態が公衆衛生の維持に著しい障害を与えるおそれがあると認められるときは、当該営業施設の営業者に対して、当該営業施設の改善その他必要な措置を講じるよう求めるものとする。

附 則（平成30年3月29日制定）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日制定）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日制定）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 構造設備基準（第3条関係）

1 営業施設（以下「施設」という。）は、隔壁等により一般住居に使用する部分及び他の営業に使用する部分と区分され、かつ、外部から見通しの容易な構造であること。

2 施設は、設置する洗濯機及び乾燥機の台数並びにこれらに応じた利用者数及び附帯設備を勘案して、利用者の作業等に支障のない広さを有していること。この場合、施設の床面積（Q）は、設置する洗濯機及び乾燥機の台数（n）に応じ、次式により算出した面積（m²）以上であることが望ましいこと。

$$Q \text{ (m}^2\text{)} = 5.5 + 1.2n$$

3 施設は、採光、照明及び換気が十分行える構造であること。

4 乾燥機、給湯設備等による燃焼ガス等を戸外に排出できる構造であること。

- 5 施設内の床面及び腰張りは、不浸透性材料を使用したものであること。
- 6 施設内の床面は、排水のための適当な勾配及び排水口を有し、清掃が容易に行える構造であること。
- 7 施設内には、流水式手洗設備を備えること。
- 8 水洗いにより洗濯する機械を設置する施設には、60℃以上の温湯が得られる設備を備えることが望ましいこと。
- 9 有機溶剤を用いて洗濯する機械（以下「ドライクリーニング用洗濯機」という。）は、原則として設置しないこと。この場合において、ドライクリーニング用洗濯機を設置する場合にあつては、次に掲げる事項を遵守すること。
 - (1) ドライクリーニング用洗濯機は、密閉式のものであること。
 - (2) ドライクリーニング用洗濯機に気化溶剤の冷却回収装置が附属されている場合を除き、有機溶剤回収装置を付設すること。
 - (3) 施設内の適正な位置に、全体換気設備又は局所換気設備を備えること。この場合において、これらの換気設備を設置することによる屋外の環境への影響についても十分配慮すること。
- 10 施設内に便所を設ける場合は、洗濯を行う場所と隔壁等により区分されていること。
- 11 施設内に食品の自動販売機等直接洗濯に関係のない設備を設ける場合は、利用者の洗濯作業に支障のない場所に設けること。
- 12 施設内には、廃棄物等を入れる専用の容器を適当数備えること。

別表第2 管理基準（第4条関係）

1 管理責任者の選任等

- (1) 営業者は、施設及び設備を衛生的に管理させるため、施設ごとに管理責任者を定めること。ただし、その業務を行うに当たって特に支障がないときは、複数の施設において同一の管理責任者を定めることができる。
- (2) 管理責任者は、施設に常駐し、又は施設の近隣に所在し、必要があれば、直ちに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができる者であること。ただし、デジタル技術を活用し、必要があれば、直ちに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができる場合は、この限りでない。
- (3) 管理責任者は、施設及び施設内の設備の衛生確保に必要な管理を行うとともに、利用者に対し、別表第3の利用方法等に関する掲示事項について適切な指導及び助言を行うこと。

- (4) 管理責任者の氏名及び連絡先(住所、電話番号等)を施設内の見やすい場所に掲示し、利用者の要請に速やかに対応できる体制を整えておくこと。
- (5) ドライクリーニング用洗濯機を設置する場合にあっては、有機溶剤の性質、取扱い等に関する知識技能を有する管理責任者を常駐させ、洗濯機中の溶剤の調整、気化溶剤の漏出防止の点検等有機溶剤の管理及び施設の適正な維持の業務を行わせること。

2 管理

- (1) 施設内は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、必要に応じ、施設又は設備の補修を行う等衛生上支障のないようにすること。
- (2) 施設内は、常に排水が良好に行われるように保持すること。
- (3) 施設内は、ねずみ、昆虫等が生息しない状態に保持すること。
- (4) 営業中の施設は、採光、照明を十分にし、常に適正な照度の維持に努めること。この場合において、作業場所等（利用者が洗濯を行うための設備付近や営業者が管理する制御盤付近などをいう。）の照度は、300ルクス以上であることが望ましいこと。
- (5) 営業中の施設内は、換気を十分にすること。この場合において、営業中の施設内のCO₂濃度は1000ppm以下であり、かつ、CO濃度は10ppm以下であることが望ましいこと。
- (6) 換気設備は適宜点検及び清掃を行うこと。
- (7) 洗濯機、乾燥機等の設備は、常に保守点検を行い、正常に作動するよう整備しておくこと。
- (8) 洗濯機、乾燥機、容器等の洗濯物が接触する部分及び洗濯機、乾燥機等のふた、扉の取っ手等の利用者が常に接触する部分は、毎日洗浄又は清掃を行い、適宜塩素剤等の消毒液を使用して消毒を行うこと。
- (9) 洗濯機の回転翼、乾燥機内のフィルター等は、適宜取り外して、糸くず、汚物等の除去及び洗浄を行うこと。
- (10) 清掃用具及び消毒薬品は、利用者の安全を配慮し、適切に保管すること。
- (11) 乾燥機の乾燥温度を常に点検し、所定の温度維持に努め、事故防止に留意すること（適正な乾燥温度は衣類等の種類及び素材によって異なるが、一般的には60℃以上であることが望ましい。）。
- (12) 手洗い設備及び洗濯機に用いる水は、清浄なものであること（水道法（昭和32年法律第177号）に基づく水質基準に適合する水であることが望ましい。）。

(13) ドライクリーニング用洗濯機を設置する場合にあつては、次に掲げる事項を遵守すること。

ア ドライクリーニング用の溶剤は、清浄な有機溶剤を使用し、洗浄効果を保持するため、常に洗剤濃度等を適正に調整すること。

イ 溶剤の清浄化のために使用されているフィルター等は、反復使用により溶剤中に溶出し、又は分散した汚れ、細菌等の吸着・除去能力が低下するため、適宜新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること。

ウ 使用済みのフィルター等有機溶剤を含有するものを廃棄する場合は、専用の密閉容器に納め、適正に処理すること。

エ ドライクリーニング用洗濯機から有機溶剤が漏出することがないように常に点検整備すること。この場合において、洗濯物の出し入れ口の扉のパッキング部分からの漏出については、十分留意すること。

オ 営業中の施設内については、気化した有機溶剤の戸外への排出又は回収に努めること。

カ 有機溶剤は、必ず密閉容器に入れた上で、専用の保管庫に施錠して保管しておくとともに、その保管に当たっては、十分留意すること。

別表第3 利用方法等の周知（第5条関係）

1 利用方法に関する事項

(1) 洗濯機、乾燥機、給湯設備等の使用方法等に関すること。

(2) 衣料等洗濯物の種類及び素材に応じた洗濯又は乾燥の可否及び洗濯又は乾燥の留意等に関すること。

(3) ドライクリーニング用洗濯機を設置する場合にあつては、使用する有機溶剤の種類、当該有機溶剤の人体に及ぼす作用その他ドライクリーニング用洗濯機の取扱い上の留意等に関すること。

2 施設及び設備の衛生確保に関する事項

(1) 手指の洗浄等に関すること。

(2) 施設及び設備の汚損防止に関すること。

(3) 伝染性の疾病に罹患した者又はその者に接触した者が着用した衣類の洗濯の禁止に関すること。

(4) し尿の付着したおむつ、運動靴、ペットに使用した敷物等の洗濯の禁止に関すること（これらを専用に洗濯するための洗濯機を設置している場合を除く。この場合は、その旨を記載すること。）。

(5) 施設内の防犯及び防火に関すること。

別表第4 利用者の遵守事項（第6条関係）

- 1 施設内に掲示された利用方法及び管理責任者の指導等を厳守すること。
- 2 施設内を清潔に保ち、利用後の設備の清掃に努めること。
- 3 施設内で異常を感じたとき及び設備が正常に作動しないときは、速やかに掲示されている管理責任者に通報すること。
- 4 施設内の防犯及び防火に努めること。